

「岐阜市における宿泊税の制度案について」ご意見を募集します

(1) 趣旨・目的

観光は裾野が広く、宿泊や交通、飲食など、様々な産業に経済効果が及ぶとともに、交流人口を拡大させ、地域経済の活性化にも繋がることから、重要な産業の一つであり、本市では「岐阜市観光ビジョン」を策定し、官民が連携して様々な観光施策を実施しているところです。

一方、人口減少や少子高齢化が進み地域経済の縮小が懸念される中、観光振興の重要性はますます高まっており、旅行者のニーズの多様化など観光を取り巻く状況の変化に柔軟に対応しながら、観光の一層の活性化に向けた取り組みを強化していく必要があります。あわせて、本市の財政を取り巻く環境も厳しい状況が続くと予想され、持続的に観光振興の取り組みを進めていくためには、従来の財源に加え、観光振興に充当できる新たな財源を確保していく必要があることから、現在、本市では宿泊税の導入を検討しているところです。

つきましては、本市における宿泊税の制度案について、市民の皆様のご意見を募集します。

※お寄せいただいたご意見は、これに対する本市の考えとともに整理したうえで公表することとしています。

ただし、個々のご意見等に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 募集期間

令和6年12月27日（金）～ 令和7年1月24日（金）（必着）

(3) 資料

・岐阜市における宿泊税の制度案について

上記資料は、下記の場所で閲覧・配布しています。

- ① ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課（庁舎10階）……8:45～17:30（土日・祝日を除く）
- ② 情報公開室（庁舎2階）……8:45～17:30（土日・祝日を除く）
- ③ 各コミュニティセンター ……9:00～21:00（休館日を除く）
- ④ 市民活動交流センター（みんなの森 ぎふメディアコスモス1階）……9:00～21:00（休館日を除く）
- ⑤ 岐阜市ホームページ（<https://www.city.gifu.lg.jp/info/publiccomment/1008468/1030327.html>）

(4) 意見を提出できる方

次のいずれかに該当する方

- ① 市内に住所を有する者
- ② 市内に存する事務所又は事務所に勤務する者
- ③ 市内に存する学校に在学する者
- ④ 市内に事務所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体
- ⑤ 本案件に利害関係を有する者

(5) 意見の提出方法

住所・氏名を明記のうえ、下記のいずれかの方法により、ご提出ください。

- 直接提出 ……ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課（岐阜市司町40番地1 岐阜市役所10階）
- 郵送 ……〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課
- FAX ……058-214-2440
- Eメール ……gifumiryoku-sei@city.gifu.gifu.jp
- 意見提出フォーム ……岐阜市オンライン申請サイト（https://logoform.jp/form/BcLm/GIFU_city_861216）

※1 住所が岐阜市外の方は、岐阜市内に、「在勤、在学、事務所・事業所を有する、本案件に利害関係を有する」のいずれに該当するかご記入ください。

また、「本案件に利害関係を有する」として意見を提出される方は、利害関係について簡単に記述してください。

※2 意見内容の確認の必要が生ずる可能性もありますので、連絡先（電話番号等）のご記入をお願いします。

※3 提出いただいたご意見以外に、個人情報公表されることはありません。

※4 提出いただいた書面等は、お返ししませんのでご了承ください。

<お問合せ先> 岐阜市 ぎふ魅力づくり推進部 ぎふ魅力づくり推進政策課

TEL：058-265-3980（直通）／FAX：058-214-2440／E-Mail：gifumiryoku-sei@city.gifu.gifu.jp